

令和5年2月20日

第2回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第2回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日
令和5年2月20日（月） 午前9時00分

2 場 所
曾於市末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○

4 欠席委員

5 議事録署名委員

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	
	農地係長	○○○○○	農政係	○○○○○
財部分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政課	○○○○○		

7 閉会年月日
令和5年2月20日（月） 午前11時20分

令和5年第2回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- 議案第 9号 農地法第3条所有権移転による許可申請について
- 議案第10号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について（1月保留案件）
- 議案第11号 農地法第4条による許可申請について
- 議案第12号 農地法第5条による許可申請について（1月保留案件）
- 議案第13号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第14号 非農地証明願について
- 議案第15号 農地の用途変更届（200㎡未満）について
- 議案第16号 農用地等のあっせんについて
- 議案第17号 農用地利用集積計画について（利用権設定）
- 議案第18号 農用地利用集積計画について（所有権移転）
- 議案第19号 耕作放棄地に係る非農地認定について

(2) 報告第 2号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和5年第2回農業委員会総会

令和5年2月20日（月） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。1月、2月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和5年第2回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。8番〇〇〇〇〇〇委員、9番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第9号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉9号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、渡人と受人は従妹です。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉10号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、親戚です。受人の住所地が都城市で、申請地まで車で30分程度で、通作距離に関して営農に支障はないと思います。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、そばを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉11号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が都城市で、申請地まで車で30分程度で、通作距離に関して営農に支障はないと思います。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、杉苗を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉12号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が都城市で、申請地まで車で30分程度で、通作距離に関して営農に支障はないと思います。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、杉苗を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉13号について、2月18日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 14 号について、2 月 8 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、従弟の関係です。調査結果の総合意見は、受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 15 号について、2 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、従姉です。平成 30 年頃から渡人が耕作できない状況にあった為、受人が耕作していたが、今回、許可を得て、農地取得するものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、果樹・里芋等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 16 号について、2 月 12 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人と渡人の関係は、兄弟です。以上で調査報告を終わります。

○8 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 17 号について、2 月 12 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、シキミを植栽予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 18 号について、2 月 7 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、兄弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 19 号・20 号・21 号・23 号を 2 月 16 日に現地調査を行いましたので報告致します。なお、22 号を豊田推進委員と現地調査を行いましたので順次報告致します。19 号・20 号・21 号は、受人が同一ですので一緒に報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、大根を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号財部 22 号について報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。最後に、受理番号財部 23 号について報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、南瓜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員 (○○○○○)

末吉の11号ですが、場所はどの辺になるか教えていただけませんか。

○18番委員 (○○○○○)

南之郷のあおきの方です。

○2番委員 (○○○○○)

元々、ハウスをされていた所ですか。バラをされていた所ですか。

○18番委員 (○○○○○)

そうです。以前、バラをされていた所です。維持管理する事が大変だという事で、このようになりました。

○2番委員 (○○○○○)

それとですね。杉の苗という事で、杉の苗か種か尋ねたいのですが。

○18番委員 (○○○○○)

そこまで詳しくは聞いてませんが、出荷先は、都城森林組合という事でした。高城でも昨年からされていて、単価が1本140円・150円位で販売されているという事でした。花粉の出ない杉苗みたいですよ。

○事務局 (○○○○○係長)

ポット苗で栽培されるという事で聞いております。

○2番委員 (○○○○○)

年間1200万の収入という事で、私にも亡くなった○○○○○さんからも誰かいないかと相談があったが、見つかって良かったです。それともう1点、財部の19号からですね。かなり高い金額で買われていると思うんですけど。今までこのような単価が出ていなかったのですが、事情があるのかなと思ってお尋ねします。

○3番委員 (○○○○○)

19号・20号・21号の周辺は、最近、宅地化が進んでいまして、先月は、もうちょっと高くして隣が売れていました。そういう場所です。特に3年間は、転用が出来ないと強く言っておきました。自分で耕作するようにも伝えておきました。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。

○2番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

(「はい」の声あり)

○事務局 (○○○○○係長)

訂正をお願いします。大隅18号ですが、地目が畑ですが田が正しいです。訂正をお願いします。誠に申し訳ございません。

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第9号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第10号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請1月保留分についてを議題と致します。本件については、農地部会において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○14番委員（○○○○○）

受理番号末吉10号について、農地部会で現地調査致しましたが、話を聞いても夢物語で保留だと思えます。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第10号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請1月保留分については、保留する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、保留することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第11号農地法第4条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○18番委員（○○○○○）

受理番号末吉11号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、小倉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地、西が畑、南が宅地、北が道を挟んで山林と原野です。目的実現の確実性は、通帳の写し・母親からの資金提供の承諾書が添付されている事から確実と思えます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、農家住宅・農業用倉庫・通路を整備する面積として、全体で855㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思えます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思えます。被害防除については、緩衝地を設け、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思えます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、一部追認案件で、第二種農地に該当し、農家住宅・農業用倉庫・通路を整備する面積であり、通路は隣接する農地への進入路がなかった為、既に転用しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉12号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新住吉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が山林、南が畑、北が山林です。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、貯蔵庫・資材置場を整備する面積として、全体で4,420㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思えます。排水等については、雨水は水路放流するもので適当と思えます。被害防除については、隣接する畑との間に緩衝地を設け、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思えます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、第二種農地に該当し、貯蔵庫・資材置場を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉13号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、大沢津自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が原野、西が宅地、南が道を

挟んで畑，北が宅地です。目的実現の確実性は，既に転用済である事から確実です。位置としましては，農用地区域内農地に該当します。計画面積については，牛舎・堆肥舎・倉庫を整備する面積として，全体で12,564㎡であり，同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については，雨水は水路放流し，汚水はオガクズ処理するもので適当と思います。被害防除については，南側の畑に対しては，道を挟んで2mの緩衝地を設けており，誓約書も添付されている為，特に問題はないと思います。道路条件については，良好です。公害関係については，特に問題ありません。調査結果の総合意見は，申請地は，追認案件で，農用地区域内農地に該当し，不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し，牛舎・堆肥舎・倉庫を整備しており，農地への復元も困難である事から，転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は，私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅14号について，2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は，東鍋自治会内にある農地です。周囲の状況は，東が山林，西が山林，南が山林，北が畑です。目的実現の確実性は，既に転用済である事から確実です。位置としましては，農用地区域内農地に該当します。計画面積については，堆肥舎・ロール置き場を整備する面積として，全体で1,018㎡であり，同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については，雨水は自然流下と集水桝で適当と思います。被害防除については，土留め工事して，誓約書も添付されている為，特に問題はないと思います。道路条件については，良好です。公害関係については，特に問題ありません。調査結果の総合意見は，申請地は，農用地区域内農地に該当しますが，不許可の例外の農用地区利用計画指定用途に該当し，通路・堆肥舎を整備しており，農地への復元も困難である事から，転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は，私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅15号について，2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は，高松自治会内にある農地です。周囲の状況は，東が山林，西が山林，南が山林，北が道路を挟んで山林です。目的実現の確実性は，通帳の写しが添付されている事から確実です。位置としましては，第二種農地に該当します。計画面積については，山林を整備する面積として，全体で1,351㎡であり，同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については，雨水は自然流下で適当と思います。被害防除については，土留め工事をし，誓約書も添付されている為，特に問題はないと思います。道路条件については，良好です。公害関係については，特に問題ありません。調査結果の総合意見は，申請地は，第二種農地に該当し，山林を整備する事から，転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は，私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして，受理番号大隅16号について，2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は，荒谷自治会内にある農地です。周囲の状況は，東が高速道路の法面，西が山林，南が道路を挟んで山林，北が山林です。目的実現の確実性は，既に転用済である事から確実です。位置としましては，第二種農地に該当します。計画面積については，農業用倉庫を整備する面積として，全体で403㎡であり，同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については，雨水は水路側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除については，誓約書も添付されている為，特に問題はないと思います。道路条件については，良好です。公害関係については，特に問題ありません。調査結果の総合意見は，申請地は，第二種農地に該当し，農業用倉庫を整備する事から，転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は，私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして，受理番号大隅17号について，2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は，荒谷自治会内にある農地です。周囲の状況は，東が畑，西が山林，南が道路を挟んで畑，北が山林です。目的実現の確実性は，既に転用済である事から確実です。位置としましては，第一種農地に該当します。計画面積については，農業用倉庫を整備する面積として，全体で398㎡であり，同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については，雨

への復元も困難である事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第11号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第12号農地法第5条による許可申請1月分保留分についてを議題と致します。本件については、農地部会において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部11号について、農地部会で現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路と水路を挟んで田、西が畑、南が宅地、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、多目的広場・駐車場を設置する具体的計画がある事、また、通帳の写しが添付されている事から確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積1,774㎡に新田自治会の為の多目的広場・駐車場を設置する事から、周辺同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、周囲に土砂が流失しないよう擁壁を整備し、駐車場には、碎石、入口は、コンクリート舗装し、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ですが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、新田自治会内に事務所を構え、運送会社を経営し、同自治会の活動に参加する中で、集会の際の駐車場等が不足している事を知り、今回、公民館に隣接する申請地に多目的広場1,427㎡、駐車場347㎡を整備し、無償で自治会へ貸付ようとするものです。なお、転用の許可を確実に遂行させる為、今回、転用目的と異ならないように確約書を提出するように指導しました。確約書も提出されましたので、許可意見です。調査日は、2月14日、調査員は、私と会長、会長代理、農地部会員7名、事務局3名で調査しました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

地域の為に、無償で提供されて、大変良い事だと思うんですけど、確約書にはいつまでとかあるんですか。それは、よろしんですかね。1年間とか、何年間とか。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

現地調査でもそういう事が出ましたが、これには、何年とかは書いてありません。だから、そこは皆さんでどう判断されるかだと思います。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

提出があった訳ですから、何年から何年とあった方が良いんじゃないですかね。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

皆さんの意見の中で、未来ずっととか出ましたが、確約書も不十分な気もしますが。私は、許可という意見ですが、皆さんはどうでしょうか。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

多数決を取って良いですか。保留の方が良いという方は、挙手をお願いします。挙手多数により

今回は、保留と致します。

○議長（○○○○○会長）

議案第12号農地法第5条による許可申請1月分保留分については、保留に決定致しました。ここで10分間暫時休憩致します。

（休憩：午前10時17分）

（休憩：午前10時27分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開します。議案第13号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉13号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、南法楽寺自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・カーポートを整備する面積として、全体面積611㎡であり、500㎡を超過しておりますが、通路部分が111㎡必要であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、水路放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、周囲にブロック塀を設置し、隣接する農地には緩衝地を設け、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅・カーポートを整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。なお、借人と貸人の関係は、義理の親子であり、使用貸借にて申請するものです。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅14号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、平原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで宅地、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書、資金提供同意書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として、全体面積348㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、水路放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、周囲にブロック塀を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○2番委員（○○○○○）

受理番号財部15号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、正ヶ峯自治会内にある農地です。周囲の状況は、東側から南側へかけて道路を挟んで宅地、西が道路と宅地、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、店舗付き住宅を建築する具体的計画がある事、また、住宅ローンの審査結果通知書の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積571㎡に店舗付住宅1棟とカーポート・駐車場を設置する計画で、周辺同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、道路側溝へ放流し、合併浄化槽を設置する為、適当と思います。被害防除については、造成等を行わず、現状のまま利用し、周囲には既にブロック塀が設置されております。また、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。

公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、申請人は、現在、借家住まいですが、申請地に店舗付住宅を建築し、洋菓子店を経営すしよとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第13号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第14号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅2号について、2月10日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、中村自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が田、南が田、北が田です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の西・南・北側は、農地であります但排水等の流れ込み等はなく、周辺の農地に影響はないかと思ひます。その他農地法上特に問題はあります。申請地は、建物については、昭和58年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されております。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。一般住宅として、20年以上利用されており、農地に復元する事は、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号大隅3号について、2月10日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、荒谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地は、宅地に囲まれており、農地がない為、周辺の農地に影響はないかと思ひます。その他農地法上特に問題はあります。申請地は、建物については、昭和51年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されております。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。一般住宅として、20年以上利用されており、農地に復元する事は、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第14号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第15号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行

っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅1号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、立馬自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、既に設置済であります。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫の面積として、全体面積197㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、自然流下で適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、転用目的が農業用倉庫で、耕作不能となる面積197㎡で、転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当する事から、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部2号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、簗原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が畑、南が畑、北が道路と水路を挟んで田です。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書も添付されています。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積1,012㎡のうち182.322㎡に農機具倉庫1棟70.81㎡を既に設置済であり、周囲の状況からみて適当と思います。排水等については、自然流下で適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当し、申請人は、平成6年5月から6月にかけて、農地法の届出が必要だと知らず、農機具倉庫1棟を建築し、利用していたものです。転用面積が200㎡を超えず許可を要しない事、転用部分の農地への復元は著しく困難な事から、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第15号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (山〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第16号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉16については、私と〇〇〇〇〇推進委員、末吉17から19については、5番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉20・21については、17番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉22と24については、12番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉23については、11番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、大隅25から28については、15番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、大隅29については、9番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部30から32については、3番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部33については、7番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部34から36については、14番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名致します。続きまして、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

(「はい」の声あり)

○7番委員 (〇〇〇〇〇)

財部33号については、成立です。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 34 号については、成立です。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 117 号から 123 号は、継続でお願いします。

○6 番委員 (○○○○○)

財部 125 号は、継続でお願いします。

○2 番委員 (○○○○○)

末吉 126 号は、成立でお願いします。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 127 号は、継続でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 129 号と 130 号は、継続でお願いします。

○15 番委員 (○○○○○)

大隅 131 号 132 号は、継続でお願いします。

○8 番委員 (○○○○○)

大隅 133 号は、継続でお願いします。

○2 番委員 (○○○○○)

末吉 2 号から 3 号は、継続でお願いします。

○17 番委員 (○○○○○)

末吉 4 号から 6 号は、4 号と 6 号は、継続でお願いします。5 号は、成立です。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 7 号は、継続でお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

末吉 8 号は、成立でお願いします。

○8 番委員 (○○○○○)

大隅 9 号は、継続でお願いします。

○19 番委員 (○○○○○)

大隅 10 号は、継続でお願いします。

○10 番委員 (○○○○○)

大隅 11 号は、継続でお願いします。

○3 番委員 (○○○○○)

財部 12 号は、成立でお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

財部 13 号と 14 号は、成立でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 15 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。次に議案第 17 号農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第17号農用地利用集積計画の利用権設定については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第18号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第18号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第19号耕作放棄地に係る非農地認定についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

12月の総会に耕作放棄地の認定議案を提出しましたが、漏れがあるという事で今回提出するものです。内容は、2筆とも地目が畑で、面積1,697㎡になります。よろしくお願ひします。

○議長 (○○○○○会長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第19号耕作放棄地に係る非農地認定については、申出のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申出のとおり認定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に報告第2号合意解約等の報告については、総会資料の51ページから58ページですのでご覧下さい。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

(「はい」の声あり)

○18番委員 (○○○○○)

転作について (5年間に水田を耕作)

圃場整備事業について

相続の名義人の簡素化について

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (○○○○○局長)

事務連絡

○事務局 (○○○○○係長)

事務連絡

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和5年第2回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局 (○○○○○局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和5年2月20日 (月) 午前11時20分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員